

# 景観形成基準に対する措置状況説明書

## 一般基準（工作物）

### ◆当該計画で重視した景観形成の考え方

○周辺のまち並みの特性・課題 【記載欄】
○周辺のまち並みの特性・課題を踏まえた具体的な配慮事項 【記載欄】
○配慮したことによるまち並みへの効果 【記載欄】

### ◆景観形成基準（一般基準）に対する措置状況 1 / 2

規模	1]周辺の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないよう隣棟間隔を確保し、長大で平滑な壁面とならないよう工夫する。 【記載欄】
配置	1]駐車場を設置する場合は、配置の工夫や接道部への植栽など、周辺の公園、道路、河川などからの見え方に配慮する。また、駐車場出入口は、周辺の景観の連続性に配慮した配置とする。 【記載欄】

◆景観形成基準（一般基準）に対する措置状況（つづき） 2/2

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 形態・意匠は、周辺の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観との調和を図る。 【記載欄】
	2 色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 【記載欄】
	3 擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。 【記載欄】
	4 高架水槽や自動車車庫（機械式駐車場等）などを設置する場合は、周辺の道路や、坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方*に配慮し、目立たないように工夫する。 【記載欄】
	5 広告塔や装飾塔を設置する場合は、過剰な大きさや色使いによる圧迫感を与えないよう工夫するなど、周辺の景観との調和を図る。 【記載欄】
外構	1 敷地内に設置する自動販売機は、周辺の景観と調和した色彩とするよう配慮する。 【記載欄】